

Topics | トピックス

- ◆ 第8回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 「年収の壁・支援強化パッケージ」取り扱いについて厚労省よりQ&A
- ◆ 11月はねんきん月間
- ◆ 2023年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.3%

◆ 第8回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、10月24日に第8回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「高齢期と年金制度の関わり」が議事とされた。

【高齢期の就労をめぐる状況】

1960年から2020年までに、男性の平均寿命は16.24歳（65.32歳→81.56歳）、女性は17.52歳（70.19歳→87.71歳）伸長した。2070年にかけて、男性は80歳代後半、女性は90歳代前半まで伸びていくと推計されている。高齢期をみても65歳時点の平均余命は、同期間に男性で8.35年、女性で10.78年伸長し、今後もさらに伸びていくと推計されている。

長くなる高齢期の経済を支えるため、高齢者の就業率は上昇し、2022年時点で60～64歳の男性83.9%、女性62.7%、65～69歳の男性61.0%、女性41.3%、70～74歳の男性41.8%、女性26.1%が就業している^{※1}。また、60代の一般労働者^{※2}の平均賃金は上昇傾向にあり、2022年時点で男性は月額37.7万円、女性は27.6万円となっている^{※3}。60～64歳の就労者における就労形態は、男性は正規の社員・従業員の割合が増加している一方で、女性はパート・アルバイトが約半数を占めている。65歳以上では男女ともにパート・アルバイトが増加している^{※1}。

高齢者の就業意欲をみると、60～64歳の就業者の87.2%が、「65歳くらいまで」もしくはそれ以上の年齢まで就労したいという意欲を持っている（2019年現在）^{※4}（図1）。

なお、2022年時点で65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9%、70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は27.9%であった^{※5}。

※1 総務省「労働力調査」より。

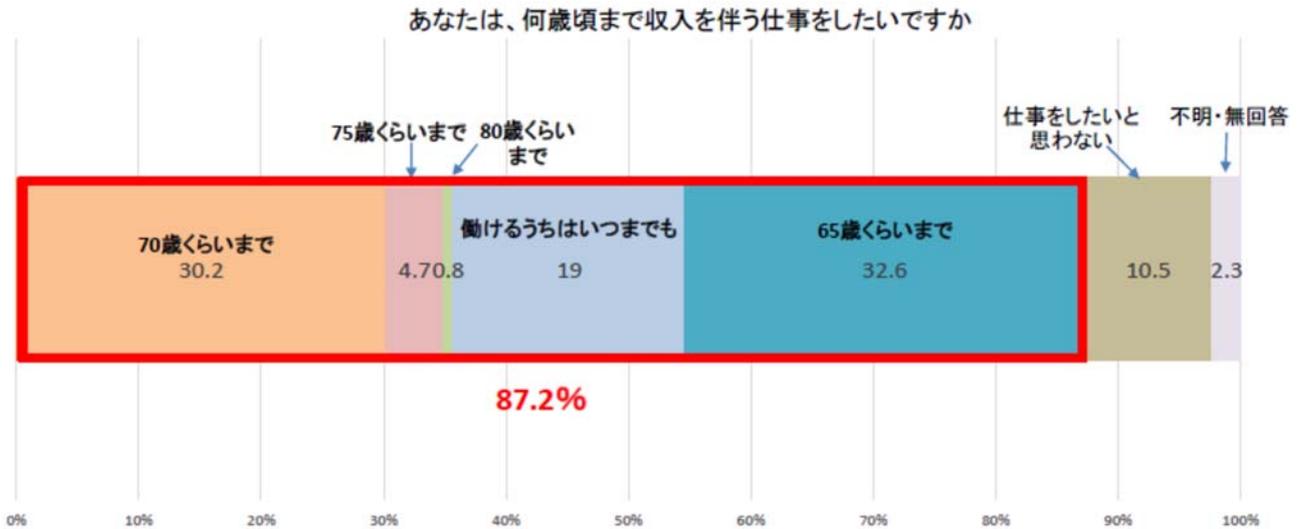
※2 一般労働者とは、常用労働者（期間を定めずに雇われている労働者または1カ月以上の期間を定めて雇われている労働者）のうち、短時間労働者を除いたものをいう。

※3 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より。

※4 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（2019年）より。

※5 厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」集計結果（2022年）より。

<図1> 高齢者の就労意欲



※内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(2019年)

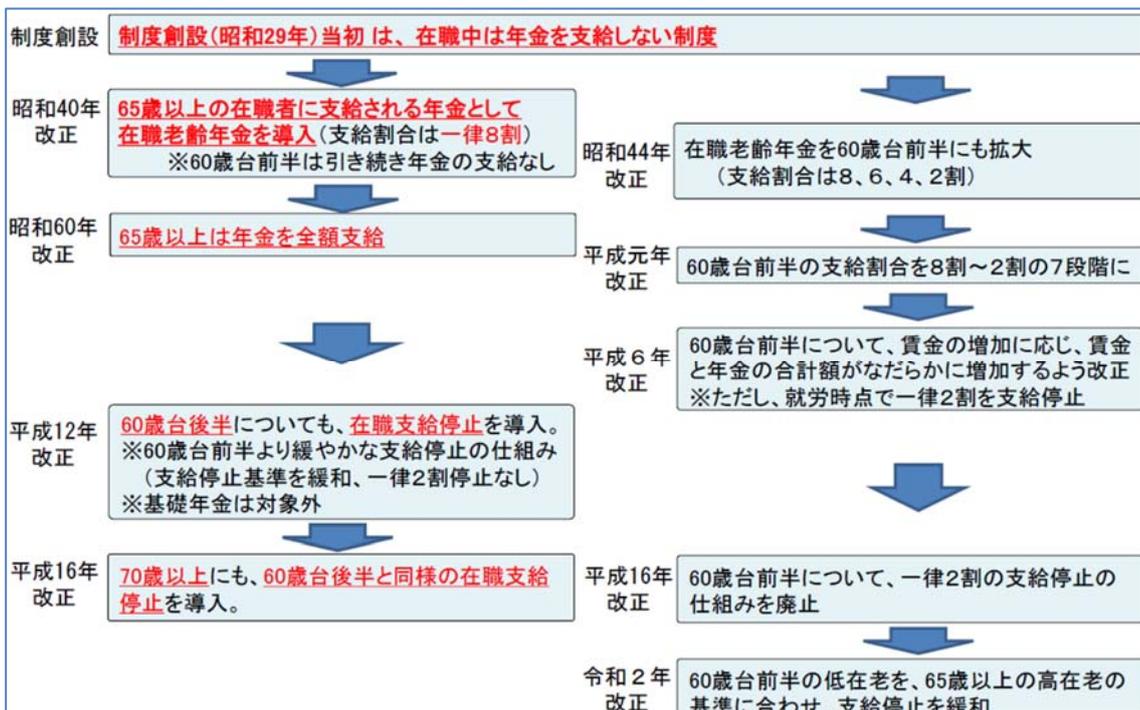
【高齢期における年金制度】

高齢期の年金制度に関わる項目には、在職老齢年金制度、基礎年金の拠出期間延長、マクロ経済スライドの調整期間の一致、年金生活者支援給付金がある。

<在職老齢年金制度>

制度創設(1954年)当初は、在職中は年金を支給しないこととされていたが、幾度かの改正を経て(図2)、2020年(下図令和2年)の改正で、60歳台前半の低在老を65歳以上の高在老の基準に合わせ支給停止を緩和する仕組みが導入された。長期化する老後生活の経済基盤の充実と高齢期の就労の変化に対応することが目的だが、一方で、60歳代前半・後半の第2号被保険者には、「年金額が減るのを避けるため働かない」、「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」ことを考える人が少なくなかったことが背景にあった。

<図2> 在職老齢年金制度の導入と見直しの経緯



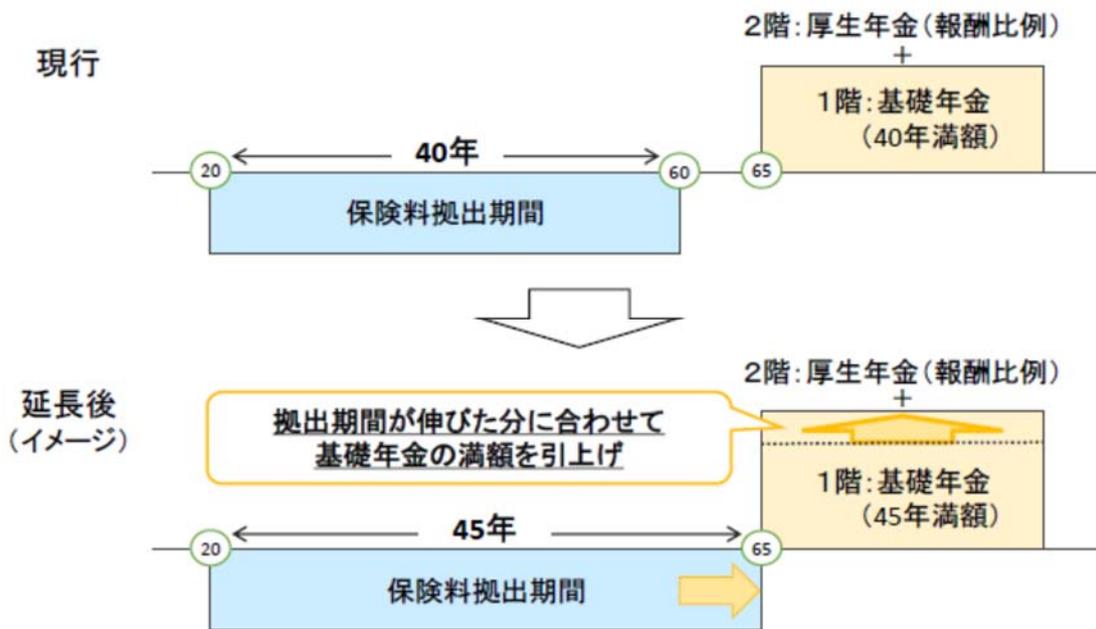
<基礎年金の拠出期間延長>

基礎年金の拠出期間延長については、「基礎年金の拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長した場合、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する」と想定され、また、「厚生年金では69歳まで被保険者期間とされているため、基礎年金の拠出期間を45年に延長したとしても、60歳を過ぎて厚生年金に加入している人について、追加の保険料負担は生じない」と考えられ（図3）、2019年財政検証でオプション試算が行われた。

これまでの年金部会では、基礎年金の拠出期間延長について、下記のような意見が出された。

- 基礎年金拠出期間を40年から45年に延長したとしても、厚生年金被保険者の保険料負担は増えない。また、60代前半で働くことが難しい人や、自営業者の第1号被保険者に対しては、保険料免除の仕組みがあるため、基礎年金の拠出期間が45年になったとしても全ての国民の保険料負担が増えるわけではない。その事実関係の情報発信が重要ではないか。
- 拠出期間の45年化は、障害基礎年金、遺族基礎年金の増額につながることにしても、情報発信が必要。
- 2020年時点で自営業主等のうち第1号被保険者の約半分が60歳以上になって、公的年金に参加できていない（保険料の支払いが終了している）ことになる。この状況は、国民年金・基礎年金の創設時とは大分異なっており、拠出期間の45年化は前から取り残してきた問題である。
- 拠出期間を延長した場合、すべての期間に係る給付に国庫負担を付けるべき。
など

<図3> 基礎年金の保険料期間を45年に延長した場合のイメージ



<マクロ経済スライドの調整期間の一致>

基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間のズレの要因の一つは、デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせて高止まりしたことで国民年金の財政が悪化したことによる。もう一つは、女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進んだことにより厚生年金の財政が改善されたからだ。

2004年の制度導入当初は、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準調整は2023年度に厚生年金と同時に終了する見通しだった。しかし、デフレ経済の下で、マクロ経済スライドが適切に発動されなかったこと等により、基礎年金の給付水準が高止まりしたことで、基礎年金財政が悪化した。この結果、基礎年金の調整期間が、厚生年金より大幅に長期化した。

2019年財政検証では、基礎年金の調整期間の長期化に伴い、全国民共通の基礎年金の水準が低下（所得再分配機能が低下）し、所得代替率も大多数の所得階層で低下する見通しとなっている。

基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間を一致させ、基礎年金水準を維持すれば次の2つの効果が期待できる。

- ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止（低所得層の年金水準の低下を防止）
- ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止）

<年金生活者支援給付金>

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものであり、福祉的給付として消費税が10%に引き上げられた2019年10月1日に施行された。2023年度基準額は、年額61,680円（月額5,140円）となっている。

これまでの年金部会では次のような意見が出された。

- 基礎年金は何を保障するものなのかを改めて整理し、年金生活者支援給付金も視野に入れて、所得再分配機能の強化について検討する必要がある。
 - 免除・猶予の適用を受ける第1号被保険者や、非正規雇用の期間が長い団塊ジュニア世代は、将来低年金になる可能性が高いことを踏まえ、年金生活者支援給付金の在り方の検討や、厚生年金の適用拡大を急ぐ必要がある。
 - 所得が低い人に対しては、基礎年金と年金生活者支援給付金の役割分担を検討する必要がある。
 - 年金生活者支援給付金は、防貧機能がしっかりと働いているのか検証する必要がある。
- など

◆「年収の壁・支援強化パッケージ」取り扱いについて厚労省よりQ&A

9月27日に厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、同省より具体的な取り扱いとしてQ&Aが示された。Q&Aには、「社会保険適用促進手当に関するQ&A」と「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」の2種類がある。

前者については例えば、「「年収の壁・支援強化パッケージ」はいわゆる「年収の壁」に関する当面の対応策とのことですが、どのような課題があるのでしょうか」という質問に対して、「社会保険制度上の収入基準や企業が支給する配偶者手当（収入要件がある場合）が、第3号被保険者が就労による手取り収入が減ることを回避するための就業調整の要因になっている」と回答している。

また、後者については例えば、「今回の事業主の証明による被扶養者認定の円滑化は、どのような方が対象となるのでしょうか。配偶者（国民年金の第3号被保険者）に限られますか」という質問に対して、「対象は配偶者（国民年金第3号被保険者）だけでなく、社会保険の被扶養者、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている人が対象となる」と回答している。

【「社会保険適用促進手当に関するQ&A」の質問】

<制度について>

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」（図4）はいわゆる「年収の壁」に関する当面の対応策とのことですが、どのような課題があるのでしょうか。
- 「社会保険適用促進手当」とは何ですか。

<対象者について>

- 今回の措置（社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）は、どのような方が対象となるのでしょうか。
- 労働者が既に社会保険に加入している場合は、今回の措置の対象外となりますか。

<手当の支給について>

- 新たに社会保険の適用となった場合、「社会保険適用促進手当」は事業主から必ず支給されるのでしょうか。
- 今回の措置（社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）について、標準報酬等の算定から除外できる上限額はありますか。 など

【「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」の質問】

<制度について>

○「年収の壁・支援強化パッケージ」は「年収の壁」に関する当面の対応策とのことですが、どのような課題があるのでしょうか。

○今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、引き続き被扶養者となることを可能とする措置であるところであり、どのような狙いがあるのでしょうか。

<対象者について>

○今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、どのような方が対象となるのでしょうか。配偶者（国民年金の第3号被保険者）に限られますか。

○被扶養者が学生の場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）における取扱いはどうなるのでしょうか。

<事業主の証明について>

○事業主の証明はいつ、どこに提出するのですか。

○保険者は、いつ事業主の証明の提出を求めれば良いのでしょうか。 など

<図4> 「年収の壁・支援強化パッケージ」

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上追加支給 <small>（社会保険適用促進手当）</small>	1年目 20万円
②賃金の15%以上追加支給 <small>（社会保険適用促進手当）</small> 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり（年収104万→106万円）厚生年金・健康保険に加入した場合

【加入前】
(時給1,000円)

手取り
約104万円

⇒

【加入後】
(時給1,020円)

手取り
約90万円

保険料
約16万円

⇒

手取り収入を減らさない取組をした企業に助成

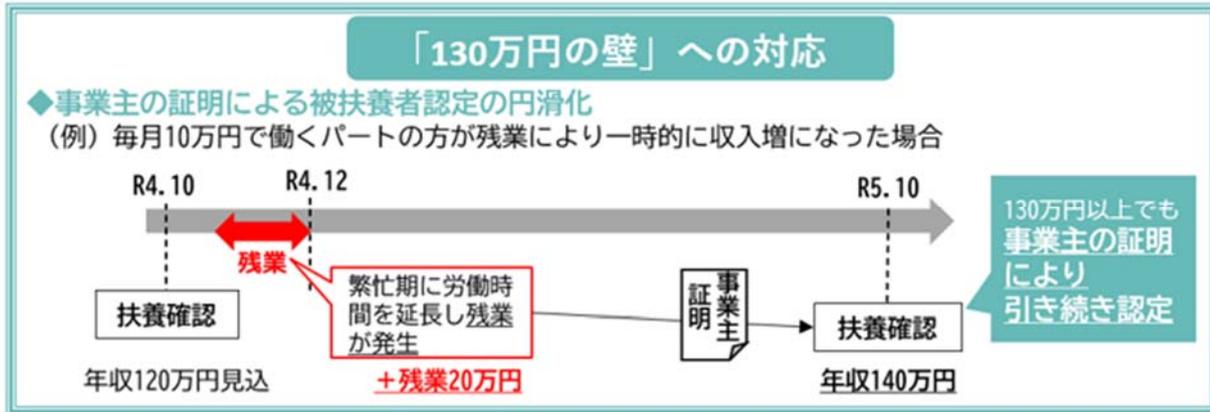
保険料
約16万円

手当
約16万円

手取り
約106万円

(※) 保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

<図4つづき> 「



◆11月はねんきん月間

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民に公的年金制度を身近に感じ理解を深めてもらうことを目的に、制度の普及・啓発活動に取り組んでいる。また、2014年から11月30日を「年金の日」と制定している。「年金の日」は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用して自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしてもらうことを目的としている。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の市・区役所または町村役場、大学、商業施設などで、年金事務所職員などによる出張年金相談や年金セミナーなどが行われる。日本年金機構では2023年度の取り組みとして、全国の各年金事務所で年金セミナーや年金委員表彰式等を実施するほか、公式Xによる「知っておきたい年金のはなし」の発信、「わたしと年金」エッセイの過去授賞作品や動画の案内、公的年金制度の説明動画の案内、広報活動を行うことになっている。

11月はねんきん月間です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組めます。

11月30日は年金の日

日本年金機構の取組内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式X(旧Twitter)で、年金制度に関するミニ講座を実施します。
- 年金セミナーや制度説明会、出張年金相談会を実施します。

この機会に公的年金について考えてみませんか？
年金制度は、みんなの支えあいにより成り立っています！

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/> | 日本年金機構 | 検索

日本年金機構 Japan Pension Service

23091012005

◆2023年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.3%

厚生労働省は10月27日、2023年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年8月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.7ポイント増の80.3%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は799万月で、納付月数は642万月。

【2021年8月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.5ポイント増の82.4%であった。納付対象月数は778万月で、納付月数は642万月。

【2022年8月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は80.4%であった。納付対象月数は787万月で、納付月数は633万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は90.6%となった。

